様式第5号(第10条関係)

出雲市障害者生活訓練事業補助金確定通知書

　　年　　月　　日

　　補助事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 住所  氏名又は団体名  及び代表者氏名 | 様 |

出雲市長　　　　　　　　　　印

年　月　日付けで実績報告のありました補助事業については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、出雲市障害者生活訓練事業「障害者等自主活動補助金」交付要綱第10条の規定により通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指令年月日 | 年　月　日 | | 指令番号 | 第　　　号 |
| 補助年度 | 年度 | | 補助金の名称 | 障害者等自主活動補助金 |
| 補助事業の名称 | 出雲市障害者生活訓練事業 | | | |
| 補助金の交付  決定通知額 | 円 | | | |
| 補助事業の  経費精算額 | 円 | | | |
| 補助率 | １/２ | | | |
| 補助金の  交付確定額 | 円 | | | |
| (交付決定通知額)－(交付確定額) | | 円 | | |

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。